

五島市監査委員公表第22号

令和2年5月～7月の例月財務監査の結果に基づく措置について、五島市長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表する。

令和2年12月18日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 神之浦伊佐男

五島市監査委員 橋本平馬様
五島市監査委員 神之浦伊佐男様

五島市長 野口市太郎

令和2年度例月財務監査結果報告（令和2年8～10月監査分）に係る
措置について

令和2年10月21日付け、2五監第576号の例月財務監査の結果における、指摘事項1-(1)について、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知いたします。

記

1 指摘事項

(1) 福江総合福祉保健センター使用料の減免について

福江総合福祉保健センターの使用料において、福江商工会議所（以下「申請者」という。）からA4版片面1枚に印刷された利用許可申請書及び使用料減免申請書が提出されているところ、利用許可申請についてのみ決裁を行い、使用料減免申請については、承認・不承認の決裁を行っておらず、申請者に対する通知も行っていない。

本件減免申請に係る使用料については、結果として減免していないのであるから、申請者に対し当該不承認とした理由を付して通知すべきであった。

しかしながら、本件申請に係る利用は、公共的団体である商工会議所（昭和24年2月7日行政実例）が、市内事業所の商工振興のためにレジ袋有料化セミナーを開催したものであり、当該セミナーは商工会議所法（昭和28年法律第143号）第9条が定める商工会議所の目的を達成するために必要な事業であるから、五島市福江総合福祉保健センター条例施行規則（平成16年五島市規則第91号）別表第2第5項に定める減免の要件「市内の公益を目的とする団体がその目的のため直接利用する場合」に該当する。したがって、本件減免申請については、同項に定める減免の率100分の50を適用し、過納額2,350円を速やかに還付すべきである。

【講じた措置】

[福祉保健部国保健康政策課]

指摘案件は、ご指摘のとおり五島市福江総合福祉保健センター条例施行規則（平成16年五島市規則第91号）別表第2第5項に定める減免要件「市内の公益を目的とする団体がその目的のため直接利用する場合」に該当するものであるため、減免の率100分の50を適用し、令和2年11月9日付けで過納額2,350円を還付しました。

五島市監査委員 橋本平馬様
五島市監査委員 神之浦伊佐男様

五島市長 野口市太郎

令和2年度例月財務監査結果報告（令和2年7月監査分）に係る措置について

令和2年7月31日付け、2五監第385号の例月財務監査の結果における、指摘事項1-(3)について、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知いたします。

記

1 指摘事項

(3) 消防本部の消防団員報酬及び建設管理部管理課の港湾施設使用料徴収事務委託料に係る会計事務について

消防本部の上半期消防団員報酬の支出において、消防団員報酬支給明細書に階級を「副分団長」と記載して、部長の年報酬額の2分の1相当額である誤った金額を令和元年11月5日に支給していた。令和2年4月28日に支出した下半期の消防団員報酬支給明細書は、上半期と同様であったことから、会計管理者の補助職員である会計職員（以下「会計課職員」という。）が誤った報酬額に階級を合わせるために「副分団長」と記載されていたものを「部長」と手書きし、変造している。また、建設管理部管理課の港湾施設使用料徴収事務委託料の支出負担行為決議において、会計課職員が、契約書の写しに契約保証金を免除する根拠条項を直接手書きし、契約書の原本に加筆しないまま、添付の差し替えも行っていない。

支給明細書に誤りがある場合は、会計課職員が変造するのではなく、所管課に訂正して提出するよう指導すべきである。また契約書に誤りがある場合は、会計課職員が契約書の写しに直接手書きするのではなく、所管課に契約書の原本に加筆するとともに当該加筆した旨を記載して契約の両者が押印したものを提出するよう指導すべきである。

会計管理者は、地方自治法第232条の4第2項に「当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。」と定められており、「逐

条解説地方自治法第9次改訂版（松本英昭著、学陽書房発行）」によると、地方公共団体の会計事務の適正な執行を確保するため内部牽制の仕組みとし、会計事務（同法第170条第1項）をつかさどる職務上独立した権限を有する会計機関を置くことは必要であると考えられることから、同法第168条により会計管理者が置かれているところである。

会計管理者は、内部牽制機能が働くよう厳正な会計事務の執行を確保されたい。

【講じた措置】

[会計課]

令和2年7月監査分例月財務監査において、会計課職員による添付書類の変造の指摘を受け、事実確認を行った結果、変造の事実がありましたので、直ちに会計課全職員へ会計事務に携わる者として職務を正しく理解するよう指導しました。審査の結果、地方自治法第232条の4第2項の規定による確認ができないときは、支出命令権者に支出命令書等はすべて返戻する取扱いを徹底し、発覚後、会計課職員による加筆、訂正等の変造はありません。

また、執行事務（支出負担行為決議書・支出命令書の作成等）が法令等を遵守し正確になされているか審査職員が正確かつ迅速な審査が行えるよう、課題解決及び情報共有を目的に課内ミーティングを随時実施しております。

さらに、各課の適正な会計事務処理を確保するため、財務会計事務研修会を9月29日及び30日に実施しました。56名の職員が参加し、財務会計事務について理解を深めていただきました。

会計事務の適正な執行を確保するため、常に内部牽制機能が働くよう更に指導を徹底してまいります。